

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

当日起休日は、
（たると翌日）

項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり告示する。
昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年三月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百一號

昭和五十四年十二月二十八日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（古用瀬地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示す

る。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第二百一號
昭和五十四年八月二十日付けで河原町から申請のあつた土地改良（下佐貫大智谷地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示す

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年三月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
用瀬町役場
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三号

昭和五十四年十二月二十八日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（古用瀬地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年三月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
用瀬町役場

- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 一 縦覧に供する書類
用瀬町役場
- 二 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 三 縦覧に供する期間
昭和五十五年一月十六日付けで河原町から申請のあつた土地改良（湯谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年三月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
河原町役場

- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五号

昭和五十五年一月十六日付けで河原町から申請のあつた土地改良（湯谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平 鴻 三

鳥取県知事 平 鴻 三
一 縦覧に供する書類

一 縦覧に供する書類
二 縦覧に供する期間

昭和五十五年三月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所
河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六号

昭和五十五年一月十六日付けで河原町から申請のあつた土地改良（棚組地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平 鴻 三
一 縦覧に供する書類

一 縦覧に供する書類
二 縦覧に供する期間

三

鳥取県知事 平 鴻 三
一 縦覧に供する書類

鳥取県告示第二百七号
昭和五十五年一月二十一日付けで智頭町から申請のあつた土地改良（久志谷地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

- 二　縦覧に供する期間
昭和五十五年三月一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
智頭町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八号

昭和五十五年二月二十日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（山路地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和五十五年三月一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
郡家町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百九号

昭和五十五年二月二十日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（花原地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和五十五年三月一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
郡家町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十号

昭和五十五年二月十三日付けで気高町から申請のあつた土地改良（常松

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 紛糾に供する場所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十一号

八東町から申請のあつた町営土地改良(稗谷地区農地造成)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 二 境港市佐斐神町字砂浜ノ四 二八の二
- 三 保安林として指定された目的
- 四 潮害の防備
- 五 道路用地とするため

鳥取県告示第二百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 二 鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六の六五(次の図に示す部分に限る。)
- 三 保安林として指定された目的
- 四 飛砂の防備及び公衆の保健

三 解除の理由

河川敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十五年三月一日から施行する。

昭和五十五年二月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の大栄町農業協同組合の項中 「本 所 東伯郡大栄町大字由良宿」を「本 所 東伯郡大栄町大字由良宿」に改める。

貢 段 行 誤
三 下 十一 正蓮寺 正蓮寺、桜谷

昭和五十五年二月鳥取県告示第二百五十四号(都市計画事業の事業計画の変更の認可について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貢 段 行 誤
六 下 八及び九 (2)主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(2)主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
(3)間伐に係る森林は、次のとおりとする。

昭和五十四年十一月鳥取県告示第二百三十九号(指定予定の保安林について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正 誤